

參考資料

1. 用語解説

I o T (P. 25、31)

Internet of Things パソコンなどのコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

N P O (P. 25、27、33、128、130)

Non-Profit Organization 民間非営利法人組織の略。市民による自主的なまちづくり・高齢者支援・自然環境保全・ごみのリサイクル活動、あるいは阪神・淡路大震災後のボランティア活動の盛り上がりなどを背景に、市民の非営利組織を示すものとしてNPOという言葉が広く用いられている。

P P P (P. 25、50)

Public Private Partnership 公民が連携して公共サービスの提供を行う事業のこと。PPPの中には、公共サービスの提供を民間主導で行うPFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

S D G s (P. 33)

Sustainable Development Goals 2015年に国連サミットで採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、2016年から2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている国際目標。

S o c i e t y 5 . 0 (P. 31)

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された考え。

<あ行>

アセットマネジメント (P. 58、59)

道路管理において、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することで、最も費用対効果の高い維持管理を行うこと。

アセットマネジメントの導入により、更新時期の平準化と費用の最小化を図りながら、対症療法型から予防保全型の道路管理への転換が可能となる。

運動公園 (P. 69)

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般を対象に、主として運動のために利用することを目的とした公園。

エリアマネジメント (P. 33、133)

快適で魅力ある環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進などに加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承など、ソフトな領域のものも含めて、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組。例えば、戸建て住宅地において、快適で魅力的な環境の創出、美しい街並みの形成、安全、安心な地域づくりなど、多彩なエリアマネジメント活動が展開されることにより、総合的な地域環境の質が高まることが期待できる。また、業務・商業地では、市街地開発と連動した街並み景観の誘導、地域美化やイベントの開催・広報等の地域プロモーションの展開といった取組も考えられる。

エリアリノベーション (P. 33、133)

民間が中心となって空家や空きビルを再生し、それらの取組が複数つながることで、面としてのまちの再生やにぎわいの創出する取組。

＜か行＞

街区公園 (P. 69)

都市計画で主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される公園。誘致距離 250m、1カ所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。

開発許可制度 (P. 52、82)

都市計画法における開発行為に対する許可制度のことをいう。都市計画区域内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可は、都市計画区域における市街化の要因となる開発行為を規制・誘導することによって、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。

都市計画区域のうち、市街化区域における開発行為は、道路・公園等が一定の技術的基準に適合していれば許可されることとなる。市街化調整区域における開発行為は、一定の技術基準に適合しており、かつ、日用品店舗、農産物加工工場等や開発審査会の議を経たものなど特定のもののみが許可される。

開発行為 (P. 52)

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

ここで、特定工作物とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれのある工作物で政令で定めるもの(第1種特定工作物)、又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(第2種特定工作物)をいう。土地の区画形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設・廃止・付け替えや切土盛土をいい、単なる土地の分合筆のような権利区画の変更や建築物の建築自体と不可分な一体の工事と認められる基礎杭打ち、土地の掘削等の行為は含まれない。

幹線道路 (P. 61)

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。都市計画道路体系では、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路、区画道路に大別される。

近隣公園 (P. 69)

近隣住区に居住する者を対象とし、幼児から老人まですべての年齢層に利用される。近隣公園は、ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上最も基本的な公園であり、公園施設としては、運動広場を中心とする動的レクリエーションの施設のほかに休養・散策等の静的レクリエーションの施設が配置される。誘致距離 500mを対象範囲とし、1近隣住区あたり1カ所を目標に面積2haを標準として配置する。

なお、近隣住区とは、道路、河川、鉄道等によって区分されるおおむね1km四方の地域をいい、一般的には1小学校区をこれにあてることが広く行われている。

グリーンツーリズム (P. 91)

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

広域幹線道路 (P. 58)

主要幹線道路のうち、都市間を連絡する広域的な自動車専用道路等を総称していう。

公共下水道 (P. 76)

主として、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもののこと。

コミュニティバス (P. 64)

一定の地域内を地域の必要目的に合わせて運行するバスのこと。

コンパクトプラスネットワーク (P. 32、52、53、84)

生活サービス機能や居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに集約・誘導し、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークを再構築することで、市民生活の利便性を向上させるとともに、持続可能な都市を目指すこと。

<さ行>

市街化区域 (P. 54、55)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

これに対して、市街化を抑制する区域を市街化調整区域といい、この2つの区域区分を基礎として、各種の都市計画を定めるとともに開発許可制度を併用することによって計画的、段階的な都市の発展を図ろうとするものである。

市街化調整区域 (P. 52)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。これに対して、市街地として積極的に開発・整備する区域は、市街化区域という。

市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設は定めのないものとされている。

住区基幹公園 (P. 69)

住民の生活行動圏域によって配置される小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園、地区公園が含まれる。

循環型社会 (P. 78、81)

これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、持続的な発展が可能な、地球にやさしい暮らし方をする新たな社会システム。資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして自然に戻す社会、将来世代のため資源や地球環境を大切にす社会のことを指す。

小規模多機能自治 (P. 128)

自治会、町内会、区などの基礎的コミュニティの範囲より広範囲の概ね小学校区などの範囲において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行うことをいう。

水源涵養機能 (P. 37、55、70)

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を持ち、また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される。

スマートグロース (P. 32、50)

1990年代以降に米国で発展した都市政策の考え方であり、「賢い、賢明な成長」と訳される。総合的な計画を用いて、コミュニティの誘導、開発、再生することを指し、成長を制限するのではなく、地域社会の効率的で持続可能な成長を模索する考え。

総合公園 (P. 69)

都市公園法に基づく都市公園の一種で、都市住民全般の休息、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園。

〈た行〉

地区計画 (P. 52)

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画であり、都市全体の観点から適用される地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置付けられる。このため慎重な計画決定手続きを必要とし、条例に基づく縦覧等の方法により区域内の地権者等の意見を求めて都市計画の案を作成する。

地区公園 (P. 69)

地区公園は、近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用権域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区（社会的、経済的な連帯意識などによって分割される地域）を配置の基礎単位とする。地区公園は徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園ではあるが、都市規模、人口密度などによって総合公園、運動公園の機能を持つ場合がある。

また、震災・火災などの災害時に避難中継基地となる。誘致距離 1000mの範囲内で面積 4 ha を標準として配置する。

低炭素社会 (P. 25)

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの1つである二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築する社会。

都市基幹公園 (P. 69)

都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。具体的には、総合公園と運動公園によって構成される。

都市計画 (P. 2、3、4、5、15、130、134)

都市計画は、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定める」と定義されている。（都市計画法第2条）

都市計画区域 (P. 55)

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。

具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

都市公園 (P. 69)

都市公園法にいう都市公園には次のものがある。

(1) 国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業として設置されるもの）

(2) 地方公共団体が設置する公園（街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園・特殊公園など）

「公園」とは、住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動、その他のレクリエーション利用に供し、あわせて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等にもうけられる公共空地で、「緑地」とは、自然環境の保全整備、快適性の増進などその他の機能により都市環境の整備及び改善、都市景観の増進、公害の防止又は緩和、災害時の避難等に設けられる公共空地を意味すると一般的には解されるが、両者の差異について、現行法上明快に規定したものはない。

都市施設 (P. 78)

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市づくり (P. 3、5、25、26、27、29、30、52、132、133、134)

都市づくりは、主に行政が取り組む道路や公共施設、ライフラインなどの生活や産業の基盤となる社会資本整備を示しており、ソフト面の取組を含む「まちづくり」と区別して表現をしている。

<は行>

パークアンドライド (P. 64)

自宅から自家用車を運転し、最寄の駅まで行き、その周辺に駐車して、鉄道へ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態である。

パーソントリップ調査 (P. 23)

人(パーソン)の動き(トリップ)を把握することを目的として行われる調査である。

調査内容は、どのような人が、いつ、何の目的で、どこから、どこへ、どのような交通手段で動いたかについて調査し、平日1日のすべての動きを捉えるものである。

バリアフリー (P. 53、63、84)

障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を除去するという意味で、1974年国連障害者生活環境専門化会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出した頃から使用されるようになった。もともと建築用語として使用され、段差の解消などの物理的障壁の除去という意味が強かったが、最近では社会的、制度的、心理的及び情報面での障壁の除去という意味でも使われている。(⇒ユニバーサルデザイン)

避難路 (P. 72、73)

避難地又はそれに相当する安全な場所に住民が速やかに避難できるよう道路、緑地又は緑道を配置したもの。

風致公園 (P. 69)

特殊公園の一種で、良好な水辺地、樹林地の自然環境が残されている土地などを一体として取り込んだ公園。

風致公園内の公園施設は散策路、休憩所などを中心とし、大規模な造成を必要とする施設は設けないこととされている。

風致地区 (P. 70)

都市計画法に基づく地域地区に一種。都市の風致を維持するために設けられる。

風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採などの行為について、条例により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。

防火地域・準防火地域 (P. 73)

都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地における火災の危険を防ぐために定められ、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。

補助幹線道路 (P. 61)

道路網のなかで幹線道路を補う道路。補助幹線道路は、幹線道路と区画街路とを連絡し、近隣住区内の生活幹線道路の役割を果たす。

<ま行>

まちづくり (P. 5、26、27、33、38、54、84、85、87、88、128、129、130、133、134)

本市において、まちづくりとは、「心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動」(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例第2条)と定義しており、道路、公園などのハード整備だけではなく、地域福祉や文化事業などのソフトなまちづくりまで幅広い活動が含まれている。

＜や行＞

ユニバーサルデザイン (P. 54、63、72、82、83、84)

ノースカロライナの工業デザイナー、ロン・メイス氏が提唱する概念。道具や空間デザインをするにあたって、障がい者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者を含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。

用途地域 (P. 52、54)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される13種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度構成について公共施設とのバランスに配慮しながら定められて土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定められる。

＜ら行＞

ライフライン (P. 58、72)

電気、ガス、上下水道、電話、通信など都市生活や都市活動を支えるため地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設。

リダンダンシー (P. 58、59)

「冗長性」、「余剰」を意味する英語であり、国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されている様な性質を示す。

緑地 (P. 37、66、67、69、70、71)

緑地には、都市公園などに該当する営造物たる緑地を意味する狭義の緑地と、都市公園のみならず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、河川、水面などのオープンスペースまで含める広義の緑地がある。

都市計画法、都市公園法でいう緑地は狭義の緑地に該当し、地方公共団体などが土地に関する権原を取得し、施設として積極的に整備し管理するもので「施設緑地」を意味する。これは、公園と機能的に異なるものではないが、通常、公園施設はほとんど設けず、自然のまま、又は園路、植栽をほどこす程度でその目的を達しうるものをいう。

歴史街道 (P. 26、29、31、36、37、40、41、47、49、82、85)

歴史街道は歴史学などの専門用語ではないが、マスメディアなどにおいて固有名詞として使われており、市民にとってイメージしやすいため、中山道や東海道などを歴史街道という。

2. 栗東市都市計画マスタープラン等策定体制

策定に当っては、「栗東市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置するとともに、庁内には「都市計画マスタープラン策定プロジェクトチーム」を設置します。

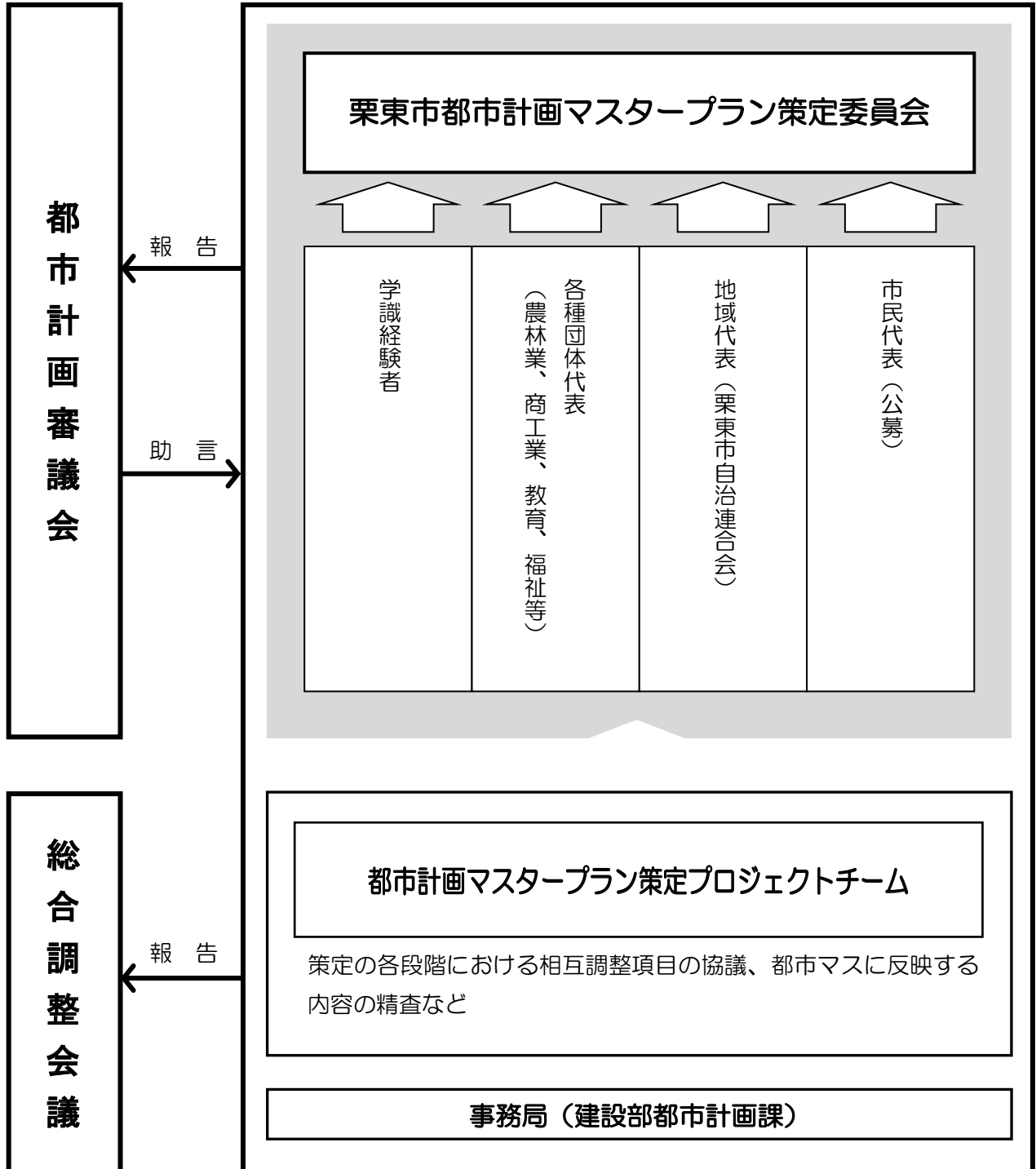


図 資 - 1 栗東市都市計画マスタープラン等の策定体制

3. 策定委員会等の開催経緯

平成 30 年 8 月 21 日 **第 1 回 栗東市都市計画マスタープラン策定委員会**

- ・これまでの都市づくりの取組について
- ・都市計画マスタープラン策定ポイントについて

平成 30 年 11 月 7 日 **第 2 回 栗東市都市計画マスタープラン策定委員会**

- ・市民，小学校，中学校アンケート結果について
- ・都市づくりの目標（案）について

平成 30 年 12 月 11 日～令和元 8 月 27 日 **地域別まちづくり懇談会**

- ・第 1 回目 平成 30 年 12 月 11 日～平成 31 年 1 月 19 日
- ・第 2 回目 平成 31 年 2 月 8 日～令和 元年 8 月 4 日
- ・第 3 回目 令和 元年 6 月 8 日～令和 元年 8 月 27 日

令和元年 10 月 7 日 **第 3 回栗東市都市計画マスタープラン策定委員会**

- ・都市づくりの方針（案）について
- ・地域別まちづくり構想（案）について

令和元年 11 月 6 日 **第 4 回栗東市都市計画マスタープラン策定委員会**

- ・実現の方策（案）について

令和 2 年 3 月 5 日 **第 5 回栗東市都市計画マスタープラン策定委員会**

- ・栗東市都市計画マスタープラン（案）について

令和 2 年 4 月 10 日～5 月 11 日 **パブリックコメント**

- ・栗東市都市計画マスタープラン（案）について

第四次 栗東市都市計画マスタープラン

発行 令和2年8月

発行者 滋賀県栗東市

編集 建設部 都市計画課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

電話番号 077-551-0116（直通）

FAX 番号 077-552-7000

E-mail toshikeikaku@city.ritto.lg.jp
